

一般社団法人株主優待こども・若者貧困対策支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人株主優待こども・若者貧困対策支援機構（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、株主優待等を利用して、こども・若者の貧困問題を主とした社会的課題に取り組む者を支援し、もってこれらの社会課題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 株主優待を原資とした非営利団体等への寄付事業
- 2 当法人に関する普及推進事業
- 3 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は電子公告にて行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には官報に掲載する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 1 支援会員 当法人の目的に賛同し、その設立及び運営のための会費を支払い、活動の中心的役割を担うために入会した法人
- 2 協力会員 当法人の事業を賛助し、その設立及び運営の協力のための会費を支払

い、継続的な協力関係を築き、同事業の遂行に貢献するために入会した法人

(会員等の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、別途定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入退会及び会費に関する規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める入退会及び会費に関する規程に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
 - 2 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
 - 3 当該会員を除いた総会員が同意したとき。
 - 4 会員である法人が解散したとき。
 - 5 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時までに発生していた未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款又はその他の規程に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書等の承認
- 4 定款の変更
- 5 解散及び残余財産の処分
- 6 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1 理事会において開催の決議がなされたとき。
- 2 議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が代表理事にあったとき。
- 3 前項第2号の請求をした会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 1 請求後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。
 - 2 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは業務執行理事が、業務執行理事も欠けたとき又は事故があるときは他の理事がこれに当たる。

2 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日から1週間（社員総会に出席し

ない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事が当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは業務執行理事が、業務執行理事も欠けたとき又は事故あるときは他の理事がこれに当たる。

(出席資格)

第17条 総会に出席できる者は、会員代表者又はその代理人とする。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 役員等の責任の一部免除
- 4 定款の変更
- 5 解散
- 6 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第20条 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、記名押印又は電子署名しなければならない。

(社員総会運営規程)

第23条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程によるものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上4人以内
- 2 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち2人以内を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1人は同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、その職務執行に対して報酬を受けないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定並びにその解職
- 4 社員総会の開催の日時及び場所並びにその目的である事項の決定

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは業務執行理事が、業務執行理事も欠けたとき又は事故あるときは他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは業務執行理事が、業務執行理事も欠けたとき又は事故あるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名しなければならない。

（理事会運営規程）

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第6章 資産及び会計

（事業年度）

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表

- 4 活動計算書
- 5 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類等については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

第9章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 当法人の設立時社員の住所及び名称は、次のとおりとする。
東京都中央区日本橋二丁目11番2号 日本証券業協会
東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 一般社団法人全国銀行協会
- 3 当法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第42条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 4 当法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。